

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

「外国人投資条例」 関連改正草案の説明

前書き

「外国人投資条例」は1997年にて最終改正を行って以来、10年間に亘り国内の経済発展及び産業政策の需要変化に応じて改正が行われていないため、国際経済貿易の趨勢に符合しないほか、外国人投資家が台湾で投資する意向は、年々下がる一方である。そこで、投資環境を改善し、外国人投資家の投資を惹きつけるため、行政院は**外国人投資条例部分条文改正草案**を提出し、2013年5月上旬にて立法院の初審を通過した。法律の改正が順調であれば、早くも今年2013年にて新法令が施行される。従って、本文は「外国人投資条例」及び関係改正草案について、投資家が理解できるよう説明する。

「外国人投資条例」の適用範囲

現行の「外国人投資条例」（以下「外資条例」という）第1条規定に基づき、「外国人は中華民国国内で行う投資、保障、制限及び処理は、本条例の規定に基づく。」、関係名詞の定義は以下の通り：

- 外国人：
現行「外資条例」第3条規定に基づき：「本条例でいう外国人は外国法人を含む。外国法人はその成立時に準拠した法律に基づき、その国籍を定める。」
- 投資：現行「外資条例」第4条規定に基づき：
 - 一、中華民国の株式又は出資額を所有する場合。
 - 二、中華民国国内にて支社、独資又は合資事業を設立する場合。
 - 三、前二項の事業に対して、1年以上のローンを提供する場合。出資種類は第5条規定に基づき、以下のものを含む：
 - 一、現金。
 - 二、自用機械設備又は原材料。
 - 三、特許権、商標権、著作権、専門技術又はその他知的財産権。
 - 四、その他主管機関に投資を認可された財産。

従って、外商の投資が上述規定に符合した場合、「外資条例」の適用対象となる。

本 **Newsletter** は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

「外資条例」部分条文改正草案の重点説明

一、外資投資審査手続の簡易化、現行の「事前許可」の部分を「原則的に事後申告とし、例外に該当する場合は事前許可を取得するものとする」に改正。

1. 原則-事後申告：

改正条文第8条第1項規定に基づき：投資者の本条例に基づく投資は、第二項規定に基づき行う場合を除き、外貨を新台幣ドルに為替決済して投資した場合、投資額を振込み後二ヶ月以内、その他の情況の場合は投資実行後の六ヶ月以内に**投資申告書**を作成し、投資実行証明書類及び関係書類を添付して、主管機関へ申告をしなければならない。投資計画に変更がある場合も同様。

2. 例外-事前許可：

改正条文第8条第2項の規定に基づき、投資家は本条例に基づき、下記各項事情のいずれかに該当する場合、**投資申請書**を作成し、投資実行証明書類及び関係書類を添付し、主管機関に申告を提出する。投資計画に変更がある場合も同様である。

A. 第7条第2項投資制限事業に投資する場合：

航空運輸業、電子通信業等は行政院が定めた「外国人投資家ネガティブリスト」に該当するもの。（該当リストは經濟部が2013年5月10日にて改正を予告済、かかる改正内容は後述にて説明。

B. 投資金額又は価値が主管機関が定めた金額を超える場合：

中央銀行との協議では、暫定100万USドル。

C. 一定規模又は規定の国際M&Aである場合：

但し、合併対象が国内の独立資本、合資事業である場合、又は一定規模以下の国内会社、若しくは複雑な買収形態に該当しない場合、事前許可を申請する必要はない

D. 主管機関から特殊な投資に該当すると公告された場合：

政府が特定した新興産業又は重要な技術産業。例えば、バイオテクノロジー及び国際医療産業など

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

二、專業代理人委任制度の増設

改正条文第 8 条第 4 項の規定に基づき：投資家は中華民国国内において、住所又は営業所がない場合、第一項の申告又は第二項の許可申請は、会計士又は弁護士に委任しなければならない。

三、投資者法令違反時の処分規定の改正

改正条文第 18 条の規定に基づき：投資者が第 7 条、第 8 条又は第 10 条の規定を違反又は主管機関の許可事項を履行しない場合、主管機関は期限を定め、投資者に投資の停止、撤回又は是正を命じる。期限を経過して尚も投資を停止、撤回又は是正しない場合、主管機関は下記の方式で処分することができる。

- A. 株主権利を全部又は一部停止。
- B. 本条例に基づき享有する為替決済権の全部又は一部を停止。
- C. 投資者が第 7 条規定を違反し、且つ事情が重大である場合、主管機関は投資者の投資事業に対し、休業を命じる。

四、その他関連の改正条文：

1. 改正条文第 15 条第 1 項規定：投資事業が会社法に基づき会社を設立した場合、投資者は同法第 216 条第 1 項の国内住居の制限を受けない。
→会社経営の国際化、自由化に対応するため、会社法は有限会社の株主国籍、住所及び出資額（第 98 条第 1 項）、株式会社の取締役国籍、住所（第 108 条第 2 項、第 208 条第 5 項）、及び改正に伴い、発起人住所（第 128 条第 1 項）等の制限をここに改正した。
2. 改正条文第 15 条第 2 項の規定に基づき：投資家の投資事業に対する投資は、かかる事業の総資本の 45%以上を占める場合、会社法第 267 条に定めた「投資者が現金で元投資事業に増資する場合、一定比例の株式を保留し、会社従業員に引受けさせるものとする」という規定が適用されない。
→関係会社株式を公開発行するかどうかは、企業の自治事項に属するため、会社法第 156 条第 4 項は既に「会社は取締役会の決議に基づき、証券管理機関に公開発行を申請することができる」と改正された。ここにおいて関係規定を削除するものとする。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

3. 改正条文第 16 条規定に基づき：投資家又は投資家が投資する事業は、行政院の特別許可を得た後、下記各項の制限を受けない：
 - A. 鉱業法第 6 条第 1 項にて中華民国人民に関する規定。
 - B. 土地法第 17 条第 1 項第 5 号。
 - C. 船舶法第 5 条第 2 項第 3 号各目及び第 4 号。但し、内陸及び沿海運行の船舶業経営、又は共同出資方式でない場合、尚も制限を受ける。
 - D. 民用航空法第 10 条第 1 項第 3 号各目及び第 49 条
→鉱業法、土地法、船舶法及び民用航空法の改正条文及び条項に符合させるため、各条項においても改正。

『華僑、外国人投資ネガティブリスト-

事業別の華僑、外国人投資制限及び禁止項目』

改正草案概要説明

現行の華僑、外国人投資ネガティブリストは、1988 年にて「外資条例」第 7 条第 3 項に基づき定めて以来、数回の改正を経て、現在は行政院が 2012 年 9 月 11 日に公布した「経済動力向上方案」方針四、投資促進及び建設推進に合わせて、華僑、外国人投資ネガティブリストに記載した業種項目及び投資制限について検討し、投資障害を排除し、友好及び便利な投資環境を創造するため、經濟部は 2013 年 5 月 10 日にて改正を予告するほか、行政院により 2013 年 6 月 17 日にて臺経字第 1020033527 号令で通過させた。関係改正概要は下記の通り：

華僑、外国人投資ネガティブリスト改正版-事業別の華僑、外国人投資制限及び禁止項目

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

(全国法規データベース/最新法規情報より¹⁾)

一、華僑、外国人の投資を禁止する事業種類					
分類番号	業種分類	業種細目	項目	目的事業主管機関	注記
18	科学材料製造業	1810 基本科学材料製造業	軍用ニトログリセリンの製造(炸薬の作成に提供し、公共安全に係るもの)	国防部	
			水銀電解法による塩化ナトリウム、塩素の製造	經濟部	国民待遇
			国際連合公約で禁止された化学物質 聯合國禁止化學武器公約列管化學物質 甲類化學品者	經濟部 国防部	国民待遇
			CFC、ハロン、トリクロロエタン、四塩化炭素	行政院環境保護署	国民待遇
19	化学製品製造業	1990 その他科学製品製造業	軍用火薬の信管、起爆剤、雷酸水銀	国防部	
24	基本金属製造業	2499 未分類のその他金属製造業	金属カドミウムの精錬工業	經濟部	国民待遇
29	機械設備製造業	2939 その他汎用機械製造業	軍用の火器、武器製造、銃器修理、弾薬、管制装置(軍用航空器を含まない)	国防部	
49	陸上運輸業	4931 公共バス運輸業者	市内バス、高速バスを含む	交通部	華僑に対して禁止しない
		4932 タクシー運輸業者			

¹ I、社会保険業、学校、病院等の公益法人は非営利事業であるため、華僑、外国人投資ネガティブリストに

II、本リストの業種分類方法は行政院が 2011 年 3 月 1 日にて実施した「中華民國業種分類基準（第九回改正版）に基づき作成したものである。」

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

		4939 その他自動車運輸業者	観光バス業者		
54	郵政及び速達業	5410 郵政業		交通部	国民待遇
60	テレビ、ラジオ放送業	6010 ラジオ放送業者	無線ラジオ放送業者	国家通信放送委員会	
		6021 テレビ放送業者			
		6022 ケーブル及びその他有料番組放送業者	無線テレビ放送業者		
64	金融仲介業	6415 郵便貯金、為替業		交通部 金融監督管理委員会	国民待遇
69	法律及び会計サービス業	6919 その他法律サービス業	民間公証人サービス	司法院	華僑に対して禁止しない
93	運動、娯楽及びレジャーサービス業	9323 特殊娯楽業		經濟部	

二、華僑、外国人の投資を制限する事業種類

分類番号	業種分類	業種細目	項目	目的事業主管機関	注記
01	農業、牧畜業	0111 稲作栽培業		行政院農業委員会	
		0112 雑穀栽培業		行政院農業委員会	
		0113 特殊作用作物栽培業		行政院農業委員会	
		0114 野菜栽培業		行政院農業委員会	
		0116 食用菌類栽培業		行政院農業委員会	
		0119 その他農作物栽培業		行政院農業委員会	

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

		0121 牛飼育業		行政院農業委員会	
		0122 豚の牧畜業	種豚の飼育	行政院農業委員会	
		0123 鶏の牧畜業	種鶏の飼育	行政院農業委員会	
		0124 鴨の牧畜業	種鴨の飼育	行政院農業委員会	
		0129 その他牧畜業		行政院農業委員会	
02	林業			行政院農業委員会	華僑に対して禁止しない
03	漁業			行政院農業委員会	
10	タバコ製造業			財政部	国民待遇
18	化学製品製造業	1810 基本科学材料製造業	ニトログリセリンの製造(炸薬の製造及び公共安全に係らないもの)	国防部	
27	パソコン、電子製品及び光学製品製造業		軍用機器設備	国防部	
31	その他運輸機材及びその部品の製造業	3190 未分類のその他運輸機材及びその部品の製造業	軍用飛行機の製造、修理	国防部 經濟部	
33	その他製造業	3399 その他未分類の製造業	象牙加工	行政院農業委員会	
35	電力及びガス供給業	3510 電力供給業	電力輸送業	經濟部	
		3520 ガス供給業	ガス供給業(ガス管利用)	經濟部	
36	用水供給業	3600 用水供給業	水道水事業	經濟部	
50	水上運輸業	5010 海運運輸業	船舶による運輸、船舶のレン	交通部	華僑に対して禁止しない

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

		河川及び湖等の内陸水運運輸業	タル		
51	航空運輸業	5020 航空運輸業		交通部	華僑に対して禁止しない
52	運輸補助業	5260 航空運輸補助事業	空港の職員、機内食業者	交通部	一、華僑による投資は禁止しない 二、条約或は協定に別段の規程があるものは制限を受けない
60	ラジオ及び番組放送業	6010 ラジオ放送業	有線テレビ放送システム経営、衛星テレビ放送事業	国家通信放送委員会	
		6021 テレビ放送業			
		6022 有線及びその他有料番組放送業			
61	電気通信業	6100 電気通信業	第一類電気通信業	国家通信放送委員会	
69	法律及び会計サービス業	6912 行政書士事務サービス業	土地登記専門代理サービス業	内政部	

結論

本法案の改正は外商の投資を引き寄せるほか、直接又は間接的に技術移転を行うこととなり、国内の資金不足に助力になるだけでなく、国内事業の競争力、産業革新、貿易及び就業機会の増加に対しても助けとなる。そのため、今回の法律改正を通して、外資審査手続の簡易化を促進し、並びに投資障害を排除することで、国際経済貿易と連結させ、国内投資環境の改善がされ、国内経済動力の活性化が達成されることを期待する。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。